

定 款

寺崎電気産業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、寺崎電気産業株式会社と称し、英文では、
TERASAKI ELECTRIC CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 配電盤、分電盤、監視盤、各種自動制御盤、受電設備その他
電気制御装置ならびに検査、計測機器の製造、販売および輸出入。
- (2) 通信、計測、制御、監視、情報処理機器ならびにシステムの開発、
製造、販売および輸出入。
- (3) 前各号に関連する電子および光を応用した通信、制御の部品、
機器、装置の製造、販売および輸出入。
- (4) 配線用遮断器等電気回路保護機器の製造、販売および輸出入。
- (5) 多線貫通装置等延焼防止装置ならびに電線、配管貫通部防水、
気密処理装置等の製造、販売および輸出入。
- (6) 医科用、歯科用電気機械器具ならびに検査、測定、計量機器および
装置の製造、販売および輸出入。
- (7) 前号に関連する電子および光を応用した部品、機器、装置の製造、
販売および輸出入。
- (8) 前各号にともなう開発、設計、保守、技術指導に関する業務。
- (9) 電気工事業、通信工事業、管工事業および消防施設工事業。
- (10) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業。
- (11) 再生可能エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならび
に電気の売買に関する事業。
- (12) 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5,200 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定に掲げる権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人

に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結するこ

とができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会は各監査等委員が招集する。監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(付 則)

第 35 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

制定	平成 5 年 4 月 1 日
改訂	平成 9 年 6 月 30 日
改訂	平成 10 年 6 月 26 日
改訂	平成 13 年 6 月 29 日
改訂	平成 14 年 6 月 28 日
改訂	平成 15 年 6 月 27 日
改訂	平成 16 年 6 月 30 日
改訂	平成 18 年 6 月 30 日
改訂	平成 19 年 6 月 28 日
改訂	平成 19 年 12 月 28 日
改訂	平成 21 年 6 月 26 日
改訂	平成 26 年 6 月 27 日
改訂	平成 27 年 6 月 26 日
改訂	平成 30 年 6 月 28 日
改訂	令和 2 年 6 月 29 日